

## 提出期限

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表（総合事業含む）

算定期期	令和8年度の算定状況	提出期限
4・5月分	令和7年度と区分変更なし	提出不要
	令和7年度と区分を変更する	4月15日
	新規に加算を算定する	
6月以降分	5月時点と変更なし	提出不要
	5月時点と区分を変更する	6月15日
	新規に加算を算定する	

## 処遇改善計画書等

事業者のサービス形態		提出期限
従来から加算算定可能なサービスのみ運営する事業者	—	4月15日
従来から加算算定可能なサービス及び令和8年6月から新たに加算算定可能なサービスを運営する事業者	従来のサービス	4月15日
	新たなサービス	6月15日
令和8年6月から新たに加算算定可能なサービスのみ運営する事業者	—	6月15日

※1

※1 4月15日までに従来から加算算定可能なサービスと合わせて提出することも可能